独立行政法人農林漁業信用基金漁業災害補償関係業務運営委員会運営規程

平成２８年３月１７日運営委員会決定

平成３０年２月２３日一部改正

令和　５　年９月２０日一部改正

令和８年４月１日一部改正

（目的）

第１条　この規程は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号。以下「信用基金法」という。）第 11 条の２の規定に基づき漁業災害補償関係業務に置く運営委員会（以下単に「運営委員会」という。）の運営に関し、信用基金法に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　運営委員会は、信用基金法第 11 条の２第２項及び第３項に規定する事項を処理する。

（委員長）

第３条　運営委員会に委員長１人を置き、運営委員の互選により選任する。

２　委員長は、運営委員会の会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する運営委員が、その職務を代理する。この場合において、当該運営委員は、委員長とみなす。

（招集）

第４条　運営委員会は、年２回委員長が招集する。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、臨時にこれを招集することができる。

２　委員長は、理事長から要請があったとき又は運営委員の３分の１以上の要求があったときは、運営委員会を招集しなければならない。

（議事）

第５条　運営委員会は、委員長のほか、運営委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

２　運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第５条の２　委員長は、やむを得ない事情により会議を開くことが困難と認めるときは、重要な事項を除き、会議の開催に代えて、電子メールの送受信その他適当と認める方法により、運営委員から意見を徴し、又は運営委員に賛否を問うことができる。

２　前項の規定により、賛否を問うた場合において、委員長及び運営委員の過半数から賛否が表明されたときは、議決があったものとみなす。

３　前項の場合における前条第２項の規定の適用については、同項中「出席者」とあるのは、「運営委員」とする。

４　第２項の規定により、議決があったものとみなされた場合には、委員長は、次に開かれる運営委員会において、その結果を報告するものとする。

（運営委員）

第６条　運営委員会を欠席する運営委員は、代理人を運営委員会に出席させ、又は他の運営委員に議決権の行使を委任することができない。

２　運営委員会を欠席する運営委員は、委員長を通じて、運営委員会に付議される事項について、書面により意見を提出することができる。

（会議）

第７条　運営委員会の会議は、非公開とする。

（議事概要）

第８条　委員長は、運営委員会の終了後速やかに、当該運営委員会の議事概要を作成し、公表する。

２ 議事概要には、次の事項を記載するものとする。

⑴ 開会の日時及び場所

⑵ 出席者の氏名

(3) 提出議案

(4) 議事経過の概要及びその結果

(5) 閉会の日時

(6) その他委員長が必要と認めた事項

３　第５条の２第２項の規定により議決があったものとみなされた場合における議事概要には、議事の時期、議案及び議事の結果を記載するものとする。

（議事録）

第９条　運営委員会の議事については、議事録を作成し、委員長及び委員長の指名する運営委員２人が署名しなければならない。

（庶務）

第 10 条　運営委員会の庶務は、漁業調整部企画推進課において処理する。

（その他）

第 11 条　この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成２８年３月１７日から施行する。

附 則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和５年９月２０日から実施する。

附 則

この規程の変更は、令和８年４月１日から実施する。